

飯塚市の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率 (人件費/歳出額)
令和6年度	人 124,118	千円 81,282,581	千円 1,810,367	千円 8,952,859	% 11.01

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数	給 与 費				一人当たり給与 (給与費計/職員数)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
令和6年度	人 852	千円 3,152,820	千円 526,342	千円 1,283,921	千円 4,963,083	千円 5,825

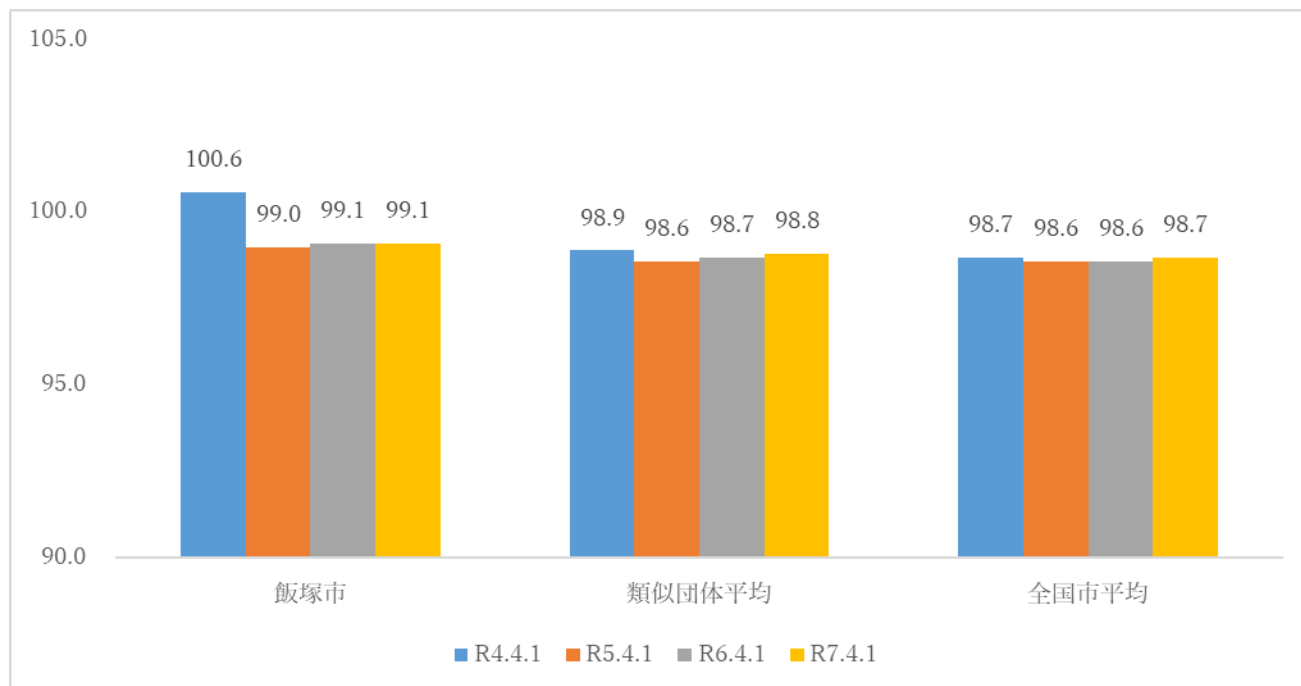
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。

任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含まれておりません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれておりますが、会計年度任用職員の給与費は含まれておりません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている

① 給料表の見直し

【 実施 】

<実施時期>

令和7年4月1日

<内容>

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

② 地域手当の見直し

<支給割合>

国基準2%に対し、飯塚市においても2%を支給。

<実施時期>

令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
飯塚市の支給割合	0%	2%	4%

③ その他の見直し

扶養手当、通勤手当（駐車場等の利用に対する手当除く）について、国と同様に見直しを実施。

（令和7年4月1日実施）

2. 一般行政職給料表の状況（令和7年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
最高号給の 給料月額	258,100	308,500	354,700	391,500	401,200	417,700	450,900

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
飯塚市	42.0歳	328,260円	387,449円	361,431円
福岡県	41.7歳	327,929円	425,678円	369,100円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.1歳	326,243円	416,641円	377,880円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
飯塚市	56.2歳	309,595円	332,698円	321,533円
うち清掃職員	60.9歳	287,600円	311,056円	296,756円
うち調理員	56.9歳	331,700円	347,688円	342,525円
福岡県	56.6歳	324,569円	376,649円	352,782円
国	51.3歳	294,567円	—	337,907円
類似団体	52.8歳	324,186円	382,285円	358,506円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

3 「平均給与月額（国ベース）」とは、公表されている国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		飯塚市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	232,000円	225,600円	220,000円
	高校卒	206,700円	194,500円	188,000円
技能労務職		198,200円	199,100円	—円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	296,934円	329,947円	371,695円
	高校卒	276,540円	283,866円	342,745円
技能労務職	高校卒	242,900円	244,900円	—

（注）経験年数は国家公務員と同じ「経験年数換算表」で算定したもので、単なる在職年数ではありません。

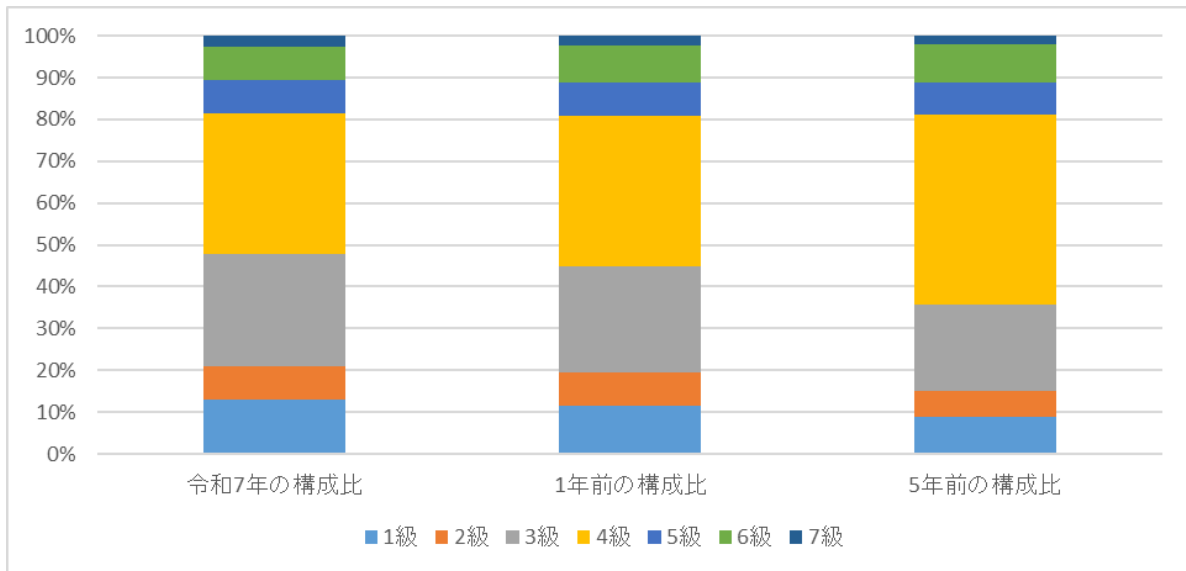
4. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

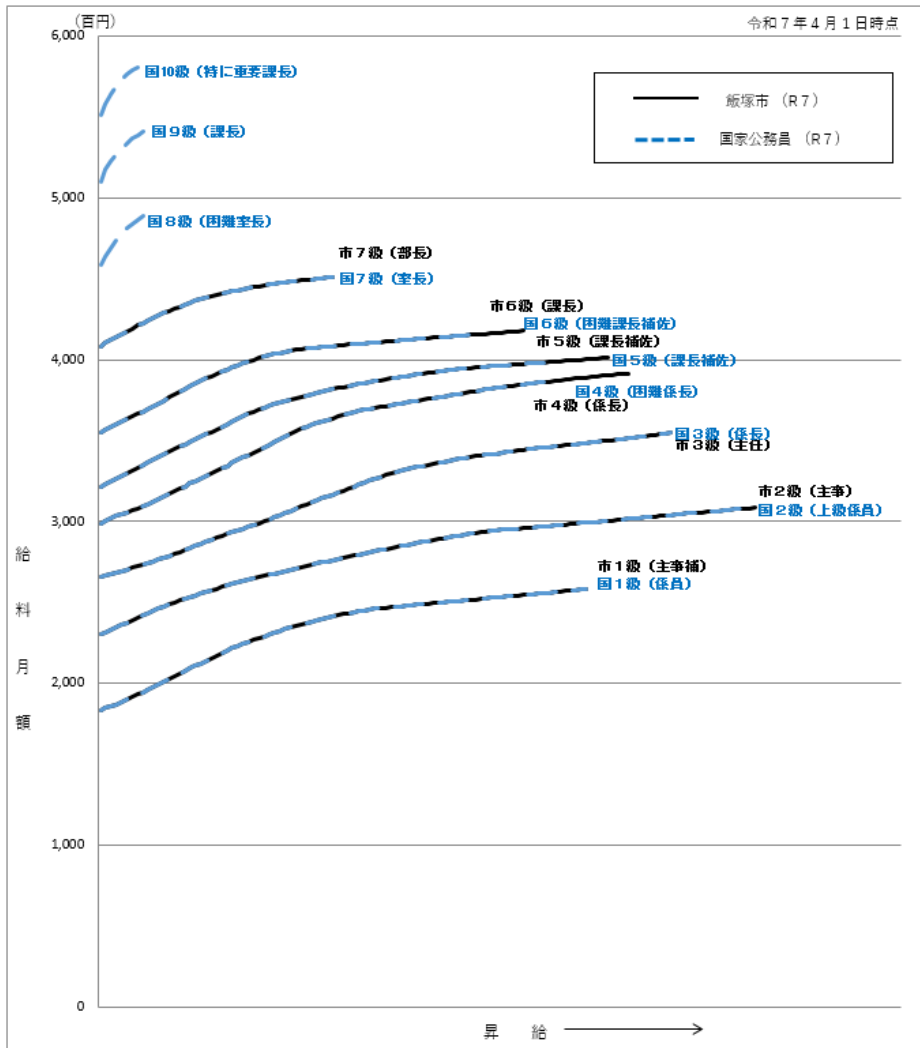
区分	標準的な組織上の職名	職員数	構成比	前年の構成比
1級	主事補	90	13.0%	11.5%
2級	主事	56	8.1%	8.0%
3級	主任	186	26.8%	25.4%
4級	係長 主査 困難な業務を処理する主任	233	33.6%	36.1%
5級	課長補佐	55	7.9%	8.0%
6級	課長	55	7.9%	8.8%
7級	部長 部次長	19	2.7%	2.2%

（注）飯塚市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

級別職員数の推移



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

5. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

飯塚市		福岡県		国	
1人当たり平均支給額 (令和6年度決算) 1,602千円		1人当たり平均支給額 (令和6年度決算) 1,731千円		—	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.50月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	期末手当 2.50月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	期末手当 2.50月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 なし		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

飯塚市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月	勤続20年	19.6695月分	24.586875月
勤続25年	28.0395月分	33.270750月	勤続25年	28.0395月分	33.270750月
勤続35年	39.7575月分	47.709月	勤続35年	39.7575月分	47.709月
最高限度	47.709月分	47.709月	最高限度	47.709月分	47.709月
調整率		83.7/100	調整率		83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~45%加算）		

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給対象地域	支給割合	国の制度（支給割合）	支給対象職員数
飯塚市 (教育職員)	2 % (5.4 %)	2 %	931 (10)
東京都特別区	20 %	20 %	1
支給実績（令和6年度決算）			3,852千円
支給職員1人当たり平均支給額(令和6年度決算)			320,962円

(注) 支給実績は、普通会計に係るものです。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		3,323千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		36,119円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		10.69%
手当の種類（手当数）		7
手当の名称	主な支給対象業務	支給単価
行旅病人取扱手当	行旅病人の取扱作業	1件当たり 700円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱作業	1件当たり 2,000円
汚物処理手当	じん芥、し尿処理等	月当たり 3,000円
生活保護法の現業事務手当	生活保護法の規定による指導、調査	月当たり 3,500円
火葬作業手当	死体等の火葬作業	月当たり 3,800円
教員特殊勤務手当	1号 学校の管理下の非常災害時等の緊急業務 ア 非常災害時における児童の保護又は緊急の 火災・復旧の業務 イ 児童の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 児童に対する緊急の補導業務 2号 修学旅行等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの 3号 対外運動競技等の引率・指導業務で、週休日 もしくは宿泊を伴うもの 4号 部活動の指導業務	1号ア 日額8,000円 1号イ・ウ 日額7,500円 2号・3号 日額5,100円 4号 日額2,700円

(注) 支給実績は、普通会計に係るものです。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	189,849千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	252千円
支給実績（令和6年度決算）	188,808千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	244千円

(注) 支給実績は、普通会計に係るものです。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日)

手当名	内容及び支給単価		
扶養手当	配偶者	3,000 円	
	子	11,500 円	
	配偶者のない職員の扶養親族 1 人	6,500 円	
	その他の扶養親族	6,500 円	
	16 歳から 22 歳までの子 1 人 加算額	5,000 円	
通勤手当	交通機関利用者 支給限度額 (1 ヶ月当り)	150,000 円	
	交通用具使用者 支給限度額	38,700 円	
住居手当	借家 支給限度額	28,000 円	
管理職手当	部長級	75,200 円	
	部次長級	70,500 円	
	課長級	58,500 円	
	課長補佐級	48,000 円	
管理職員特別勤務手当	平日	部長級・部次長級	5,000 円
		課長級	4,300 円
		課長補佐級	3,500 円
	休日	部長級・部次長級 (実働が 6 時間を超えるとき)	10,000 円 (15,000 円)
		課長級 (実働が 6 時間を超えるとき)	8,500 円 (12,750 円)
		課長補佐級 (実働が 6 時間を超えるとき)	7,000 円 (10,500 円)
義務教育等教員特別手当	1 号給の支給額	2,000 円	
	最高号給の支給額	4,900 円	

6. 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日）

区 分		給 料 月 額 等		
		飯塚市	(参考) 類似団体における最高額/最低額	
給 料	市長	982,000 円	1,061,000 円 / 686,000 円	
	副市長	800,000 円	891,000 円 / 680,000 円	
	教育長	701,000 円	未公表 / 未公表	
	企業管理者	690,000 円	未公表 / 未公表	
報 酬	議長	576,000 円	760,000 円 / 450,000 円	
	副議長	496,000 円	670,000 円 / 400,000 円	
	議員	460,000 円	620,000 円 / 377,000 円	
期 末 手 当	市長 副市長 教育長 企業管理者	(令和6年度支給割合) 6月期 1.40 月分 12月期 1.55 月分 計 2.95 月分		
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 6月期 1.40 月分 12月期 1.55 月分 計 2.95 月分		
地 域 手 当	市長 副市長 教育長 企業管理者	2%		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額 × 0.425 × 在職月数	2,003万2,800 円	任期毎
	副市長	給料月額 × 0.25 × 在職月数	960万0,000 円	
	教育長	給料月額 × 0.21 × 在職月数	529万9,560 円	
	企業管理者	給料月額 × 0.21 × 在職月数	695万5,200 円	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（市長、副市長、企業管理者：4年＝48月、教育長：3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）

			職員数		対前年 増減数	主な 増減理由
			令和6年度	令和7年度		
普通会計部門	一般行政部門	議会	8(2)	8(2)	0(0)	秘書・政策機能集約による体制の見直し 虐待案件への対応強化 福祉施設等最適化の推進
		総務・企画	214(80)	224(87)	+10(+7)	
		税務	39(20)	42(25)	+3(+5)	
		労働	2(1)	1(0)	△1(△1)	
		農林水産	38(4)	40(4)	+2(0)	
		商工	26(4)	26(4)	0(0)	
		土木	95(12)	97(13)	+2(+1)	
		民生	224(148)	234(153)	+10(+5)	
		環境・衛生	82(27)	84(30)	+2(+3)	
		小計	728(298)	756(318)	+28(+20)	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 60.91人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 48.95人)
	教育	79(43)	83(50)	+4(+7)	学校施設整備業務体制の強化	
	消防	0(0)	0(0)	0(0)		
	小計	807(341)	839(368)	+32(+27)	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 67.60人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 63.32人)	
公営企業等会計部門	病院	1(1)	1(0)	0(△1)		
	水道	24(3)	24(4)	0(+1)		
	下水道	17(4)	15(3)	△2(△1)		
	交通	0(0)	0(0)	0(0)		
	その他	67(40)	63(35)	△4(△5)		
	小計	109(48)	103(42)	△6(△6)		
合計			916(389)	942(410)	+26(+21)	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 75.90人
			[952]	[952]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 ()内は女性数で内数です。

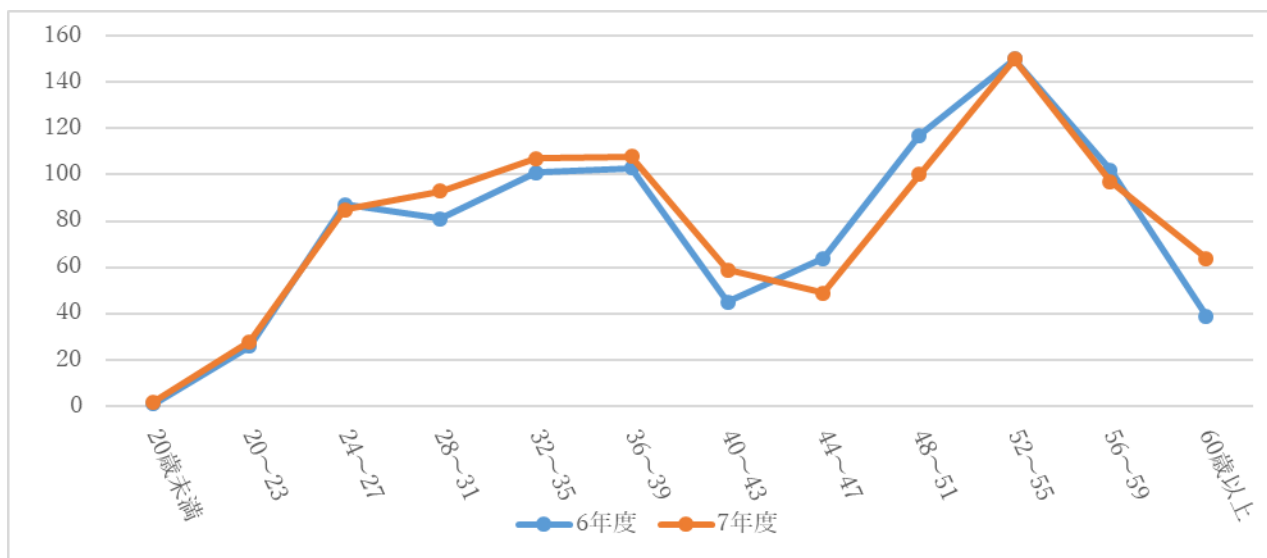
3 []内は、条例定数の合計です。

(2) 職員数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	707	701	689	715	728	756	49 (6.9%)
教育	71	72	73	73	79	83	12 (16.9%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計	778	773	762	788	807	839	61 (7.8%)
公営企業等会計	107	111	110	105	109	103	△4 (△3.7%)
総合計	885	884	872	893	916	942	57 (6.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(3) 年齢別職員構成の状況



	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
令和6年度	1 (0)	26 (16)	87 (40)	81 (42)	101 (47)	103 (47)	45 (23)	64 (22)	117 (51)	150 (64)	102 (26)	39 (11)	916 (389)
令和7年度	2 (1)	28 (21)	85 (37)	93 (48)	107 (47)	108 (52)	59 (30)	49 (17)	100 (43)	150 (68)	97 (29)	64 (17)	942 (410)

(注) 1 年齢は各年度末での到達年齢です。

2 () 内は女性数で内数です。

8. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和7年4月1日現在）

(1) 職員の勤務時間

標準的な勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後1時	7時間45分	38時間45分

(2) 休暇制度

ア 年次有給休暇

1の年につき20日を付与（前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年繰越）

イ 病気休暇

医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間を付与

ウ 特別休暇

原 因	期 間
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
4 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日又は連続する7日の範囲以内の期間
5 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
6 女性職員が出産した場合	出産の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
7 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
8 生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求した場合	1の月において2日の範囲以内で必要と認められる期間
9 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（当該通院等が対外受精及び顕微授精の不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
10 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）又は子（妻の子を含む。）若しくは子の妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	3日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲以内の期間（職員の妻又は子（妻の子を含む。）若しくは子の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間）
11 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲以内の期間

<p>12 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要な予防接種又は健康診断を受けさせることに伴うその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして次に掲げる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はアに掲げる事由に準ずるもの</p>	<p>1の年において5日(中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲以内の期間</p>
<p>12の2 中学校就学の始期に達するまでの孫を養育する職員(同居せず監護していない孫をやむを得ない事由等により一時的に養育する職員を含む。)が、その孫に係る看護(前号に準じて行うその孫の世話をいう。)、行事参加(前号に準じて行うその孫の行事参加をいう。)、学級閉鎖への対応(前号に準じて行うその孫への対応をいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年において5日の範囲内の期間</p>
<p>13 配偶者、父母、子等の介護や、通院の付添い等の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められるとき(条例第15条第1項に規定する介護休暇に該当する場合に限る。)</p>	<p>1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲以内の期間</p>
<p>14 職員の親族(別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>親族に応じ別表第3の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲以内の期間</p>
<p>15 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1日の範囲以内の期間</p>
<p>16 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>5日(定年前再任用短時間勤務職員にあつては3日)の範囲以内の期間(1の年の7月から9月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの項の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあつては、1の年の6月から10月までの期間)内で1日又は半日単位)</p>
<p>17 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>7日の範囲以内の期間</p>
<p>18 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>19 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>20 妊娠中の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条の規定する保健指導又は同法第13条の規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週以後分べんまでは1週間に1回とし、その都度必要と認める時間</p>
<p>21 妊娠中又は分娩後1年以内の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難である場合</p>	<p>14日の範囲以内で必要と認められる期間</p>
<p>22 妊娠中の女性職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合</p>	<p>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲以内で必要と認められる時間</p>
<p>23 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合でその勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする</p>	<p>1の年において5日の範囲以内の期間</p>

施設であって任命権者が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
24 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)による交通遮断又は隔離	必要と認められる期間
25 その他市長が定める場合	市長の定める期間

別表

親 族	日 数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	7日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

エ 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、最大3回まで区分した、通算6月を超えない期間内において必要と認められる2週間以上の期間の休暇を付与（休暇期間は無給）

9. 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和6年度）

（単位：人）

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務成績の不良	0	0	0	0	0	0
心身の故障	0	0	15	0	15	0
適格性の欠如	0	0	0	0	0	0
廃職過員	0	0	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	0	0	0	0	0	0
欠格条項該当	0	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数（令和6年度）

（単位：人）

区分	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告
法令違反	0	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は職務怠慢	0	0	0	1	1	13
非行行為	0	0	0	0	0	0

10. 職員の服務上の義務

(1) 職員の職務上の義務（令和6年度）

（単位：人）

区分	内容	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない	0
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない	1
政治的行為の制限	職員は政治活動をしてはならない	0
争議行為等の禁止	職員はストライキ等をしてはならない	0
営利事業等の従事制限	職員は営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない	0

(2) 営利企業等従事許可申請の状況（令和6年度）

区 分	申 請 件 数	許 可 件 数
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0	0
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	13	13
計	13	13

11. 職員研修について

(1) 飯塚市職員研修所（令和6年度）

研修内容等	受講者数（人）
新規採用職員研修	46
新規採用職員フォローアップ研修	45
管理職研修（議会対応研修）	39
部下育成・マネジメント力向上研修	47
キャリアデザイン研修	24
マインドチェンジ研修	75
人権問題研修	844
職場内人権推進員研修	151
新規採用職員職場指導員研修	38
人事評価研修	50
マインドセット研修	35
手話研修	19
EBPM 研修	47
伝える・伝わる研修	121
パソコン（ワード・エクセル）活用研修	47
OJT 推進員研修	77
男性職員育児休業取得推進研修	51
セルフケア研修	41
通信教育	11

(2) 派遣研修（令和6年度）

派遣先等	受講者数（人）
自治大学校（第2部課程、デジタル人材確保・育成特別セミナー、DX推進リーダー育成特別研修）	3
福岡州市町村職員研修所	157
市町村職員中央研修所	2
全国市町村国際文化研修所	3
福岡県建設技術情報センター（CAD・構造物設計等）	30
各種人権・同和問題研修派遣	179
九州経済産業局・福岡県（実務研修・人事交流派遣等）等	8
九州農政局管内農地転用許可制度実務研修会	1
令和6年度福岡県農業委員会研修大会	1
全国市議会事務局職員研修会	7
西日本市議会事務局職員研修会	1
議員年金制度事務研修会	1
福岡県市議会議長会事務局職員研修会	2

筑豊八市議会事務局職員研修会	2
企業局職員研修	34
一般社団法人 日本経営協会 行政管理講座「初心者のためのわかりやすい複式簿記入門講座」	1
一般社団法人 日本経営協会 行政管理講座「地方公営企業会計入門講座」	1
一般社団法人 日本経営協会 行政管理講座「地方公共団体の内部統制入門」	1

12. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の定期健康診断の状況（令和6年度）

区 分	実 施 日	受診者数（人）
健 康 診 断	令和 6. 7. 30 ～ 令和 7. 2. 12	1, 513
腰 部 健 診	令和 6. 12. 16 ～ 令和 6. 12. 21	77

(2) 公務災害の発生状況（令和6年度）

区 分		災 害 件 数
公 務 災 害	職務遂行中の負傷	8
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	0
	出張中の負傷	0
	レクリエーション参加中の負傷	0
	その他の行為中の負傷	0
通 勤 災 害		1

(3) 公平委員会からの勧告に基づく勤務条件等の是正措置（令和6年度）

区 分	件 数	内 容
勤 務 条 件	0	—
不 利 益 処 分	0	—

13. 職員の退職管理について

退職者の再就職先状況

・令和5年度退職者（令和7年4月1日現在）

退職時の職位	退職者数	再就職者数	内訳		
			外郭団体	その他団体等	再任用等
部長級	0	0	0	0	0
部次長級	1	1	0	0	1
課長級	1	0	0	0	0
計	2	1	0	0	1

・令和6年度退職者（令和7年4月1日現在）

退職時の職位	退職者数	再就職者数	内訳		
			外郭団体	その他団体等	再任用等
部長級	0	0	0	0	0
部次長級	0	0	0	0	0
課長級	2	2	0	1	1
計	2	2	0	1	1